



国保からのお知らせ!!!

# 国保税の納税通知書は

平成28年度国保税とは、平成28年4月分から平成29年3月分までの

## ●納税義務者は世帯主です

国保税は世帯主が法的に納税義務者となります。世帯主が国保加入者でない場合も同様で、この場合は「擬制世帯主」と呼び、擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれませんが、減額措置の算定には含まれます。

## ●低所得世帯に対する減額措置

国保税には、国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額されます。(申請不要)

該当世帯の合計所得	
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(265,000円×国保加入者)以下
2割軽減	33万円+(480,000円×国保加入者)以下

世帯員の中に未申告者がいる場合は軽減されないで、所得が無い場合でも必ず申告するりん!



## ●国保税の計算方法

下記の項目④、⑤、⑥のそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度の国保税額となります。

	④医療分 *2 最高額:540,000円	⑤支援金分 *2 最高額:190,000円	⑥介護分(40歳~64歳) 最高額:160,000円
所得割額	*1 所得割算定基礎額の7.00%	*1 所得割算定基礎額の1.95%	*1 所得割算定基礎額の1.35%
均等割額	国保加入者数×17,000円	国保加入者数×4,000円	国保加入者数×5,500円
平等割額	20,000円(世帯毎)	6,000円(世帯毎)	3,300円(世帯毎)

\*1 『所得割算定基礎額』: 給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から33万円を控除した額  
\*2 平成28年度から、医療分の最高額が『540,000円』、支援金分の最高額が『190,000円』となりました。

## ●国保税の納め方

普通徴収(納付書払・口座振替)と特別徴収(年金天引)で支払方法が分かれます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日
口座振替日	7月25日	8月25日	9月26日	10月25日	11月25日	12月26日	1月25日	2月27日
特別徴収(年金天引)	仮徴収			本徴収				
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)		

★65歳以上~75歳未満の方のみの国保加入者世帯は国保税が年金天引きとなります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、該当月の介護保険料と国保税額を合わせた額が年金額の半額を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

★窓口での手続きにより、年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更することが出来ます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。



平成28年度の国民健康保険税について

# 7月中旬ごろお届けします。

国民健康保険税のことをいいます。(対象年齢は0歳以上~75歳未満)



## ●非自発的失業者に対する国保税の軽減について

解雇、倒産などによる離職や雇止めなどで離職をされた方の国保税の軽減措置があります。対象となる方は『健康推進課賦課徴収係』窓口で手続きをしてください。

雇用保険受給資格者証																		
1. 支給番号		2. 氏名 ニシハラ タロウ																
3. 被保険者番号 12345		4. 性別 男		5. 離職時年齢 30		6. 生年月日 3-601128		7. 求職番号			8. 住所または居所			9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名)		11. 離職年月 270331		12. 離職理由 11
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日 270331		12. 離職理由 11		13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限								

『11. 離職年月日』が平成21年3月31日以降(その時点で65歳未満)で、  
『12. 離職理由』コードが  
11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかに該当する場合。  
※「高齢受給資格者」や「特例受給資格者」は非該当となります。

★軽減後の国保税: 前年の給与所得を30/100とみなして税額を算定します。  
★軽減期間: 離職の翌日から翌年度末までの期間  
★手続きに必要なもの: ①雇用保険受給資格者証(原本)  
②印鑑

健康推進課賦課徴収係の窓口にて申請するりん!

0000課



## ●所得が著しく減ったときは

退職・倒産・営業不振等による著しい所得減少などの事情がある場合には当該年度の国保税を収入の減少率に応じて減免することができる場合があります。

※平成27年中の世帯合計所得が600万円以下(災害等の場合は1,000万円以下)の方。  
※上記以外にも減免には条件があります。詳しくは健康推進課賦課徴収係にご相談ください。  
※申請がない場合は減免できません。必ず窓口で申請してください。

## ●国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!

会社の倒産や退職、病気療養、災害等の理由により納付書通りに支払いが困難な場合は国保税の減免制度、分割納付をする等の方法があります。国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)が差し押さえられることがあります。

支払えないからといってほっておくのではなく、必ず早めに窓口で相談するりん!



【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 賦課徴収係 ☎911-9163